

令和6年第3回市議会定例会付議事件表

9月2日提出

番 号	件 名
議案第51号	識見を有する者から選任する監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第52号	真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第53号	真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第54号	真岡市子育て支援センター設置に関する条例の全部改正について
議案第55号	真岡市国民健康保険条例の一部改正について
議案第56号	真岡市公園条例の一部改正について
議案第57号	真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例の一部改正について
議案第58号	真岡市運動場設置、管理及び使用条例の一部改正について
議案第59号	真岡市複合交流拠点施設の設置及び管理条例の一部改正について
議案第60号	指定管理者の指定の期間の変更について
議案第61号	給食提供用消耗品の取得について
議案第62号	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第63号	令和5年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第64号	令和5年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第65号	令和6年度真岡市一般会計補正予算（第4号）
議案第66号	令和6年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

議案第 6 7 号	令和 6 年度真岡市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 8 号	令和 5 年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか 5 件の特別会計決算の認定について
議案第 6 9 号	令和 5 年度真岡市公営企業会計決算の認定について
報告第 7 号	令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 8 号	令和 5 年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書の提出について
報告第 9 号	令和 5 年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算書の提出について
報告第 1 0 号	議会の委任による専決処分事項の報告について

識見を有する者から選任する監査委員の選任につき同意を
求めることについて

識見を有する者から選任した監査委員塚田浩史は、令和 6 年 1 0 月 1
8 日任期満了につき、次の者を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条
第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

氏 名 中 里 滋

生年月日 昭和 3 0 年 1 2 月 1 0 日

住 所 真岡市西田井 1 7 2 4 番地

職 業 無職

真岡市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

真岡市教育委員会委員佐藤進は、令和 6 年 9 月 3 0 日任期満了につき、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

氏 名	伊 澤 学
生年月日	昭和 5 2 年 8 月 1 2 日
住 所	真岡市原町 1 0 3 番地 1
職 業	会社役員

真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例の一部を改正する条例

真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2
9 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中

8 市長	私立の幼稚園への就園奨励のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	第 3 子以降の保育料等の免除等に関する事務であって規則で定めるもの
1 0 市長	養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 市長	成年後見制度利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 市長	小児慢性特定疾病児童に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 市長	在宅の障害者が障害者支援等施設に通所するために要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に準ずる保護に関する

を

	事務であって規則で定めるもの
1 6 市長	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 7 市長	任意予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの

」

「

8 市長	第2子以降の保育料等の免除等に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
1 0 市長	軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	成年後見制度利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 市長	小児慢性特定疾病児童に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 市長	在宅の障害者が障害者支援等施設に通所するために要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に準ずる保護に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 市長	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 6 市長	任意予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 7 市長	住登外者宛名番号管理機能による本市の住民基本台帳に登録されていない者（以下「住登外者」という。）の情報の管理に関する事務

に改める。

」

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	真岡市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	真岡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付等に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能により管理する住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	真岡市妊産婦医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	自立支援医療（育成医療）費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	真岡市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	真岡市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	第2子以降の保育料等の免除等に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

		則で定めるもの
1 1 市長	成年後見制度利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	小児慢性特定疾病児童に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	在宅の障害児が障害児支援等施設に通所するために要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に準ずる保護に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年

		法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15 市長	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	任意予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

地方公共団体情報システムの標準化に伴い実装される機能により、本市の住民基本台帳に登録されていない者を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番し、その特定個人情報を管理することができるようにするとともに、8件の事務において、当該情報を利用することができるようにするほか、所要の改正を行うものである。

真岡市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を次のように
制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例

真岡市子育て支援センター設置に関する条例（平成 1 2 年条例第 1 6
号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 子育て世代を支援するとともに、子育て中の親と子の交流の場
を提供し、もってこどもの健やかな成長を促すため、真岡市子育て支
援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
真岡市子育て支援センター	真岡市荒町 5 1 3 1 番地

（業務）

第 3 条 センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げ
る業務を行う。

- (1) 子育てに関する相談、助言、指導及び情報提供に関すること。
- (2) 子育て中の親と子が集い、相互交流できる場の提供及び交流の促
進に関すること。
- (3) 子育てに関する講座、研修等の実施に関すること。

(4) こどもの遊び場の提供に関すること。

(5) ファミリー・サポート・センター事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。）に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

（施設）

第4条 センターには、相談窓口のほか、次の施設を置く。

(1) 屋内型こども広場

(2) 屋外型こども広場

(3) 交流スペース

(4) 相談室

(5) 多目的室

（開館時間及び休館日）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その週は休館しないものとする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 図書館資料特別整理期間（年10日以内）

3 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館時間若しくは休館日を変更することができる。

（使用料）

第 6 条 屋内型こども広場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

（使用料の免除）

第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第 8 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用できる者の範囲）

第 9 条 センター（屋内型こども広場、屋外型こども広場及び交流スペースを除く。）を利用できる者は、児童（満 18 歳に満たない者をいう。第 3 項において同じ。）及びその保護者その他市長が認める者とする。

2 屋内型こども広場及び屋外型こども広場を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) こども（満 12 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。）及びその保護者その他当該こどもに同伴する者（第 4 項において「保護者等」という。）

(2) 市長が特に必要があると認める者

3 交流スペースを利用できる者は、児童のうち市長が必要と認める者及びその保護者その他当該児童に同伴する者とする。

4 こどもが屋内型こども広場又は屋外型こども広場を利用するときは、その保護者等が同伴しなければならない。

（利用の制限）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかの行為をする者又は当該行為をするおそれがあると認められる者に対しては、センターの利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させる行為
- (3) 他者に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認める行為
(指定管理者による管理)

第 11 条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、その管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務の範囲）

第 12 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの運営に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務

2 指定管理者に前項に規定する業務を行わせる場合における第 9 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第 10 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（個人情報の取扱い）

第 13 条 指定管理者は、センターの業務に関し知り得た個人に関する情報を取り扱う場合においては、漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該個人に関する情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

- 2 指定管理者又はセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、センターの業務に関し知り得た個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が業務を退いた後においても、同様とする。

（損害賠償）

- 第 14 条 指定管理者又は利用者は、センターの施設又は施設に附属する設備等を故意に汚損し、損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

- 第 15 条 この条例に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 25 日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料
満2歳以上のこども	市内在住の者	1時間につき100円
	市外在住の者	1時間につき300円
満2歳未満のこども		無料

備考 1 市内在住の者とは、市内に住所を有する者をいう。

2 市外在住の者とは、市内在住の者以外の者をいう。

（説明）

真岡市子育て支援センターが真岡市複合交流拠点施設内へ移転することに伴い、真岡市子育て支援センター設置に関する条例の全部を改正するものである。

真岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

真岡市国民健康保険条例（昭和 40 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行により、令和６年１２月２日以降、現行の被保険者証の発行が終了することに伴い、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定を削るものである。

真岡市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市公園条例の一部を改正する条例

真岡市公園条例（平成 15 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 29 条」を「第 34 条」に改める。

第 4 条第 1 1 号中「都市公園」を「公園」に改める。

第 29 条を第 34 条とし、第 28 条の次に次の 5 条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第 29 条 法第 27 条第 5 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）保管した工作物等（工作物その他の物件又は施設をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- （2）保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- （3）当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第 30 条 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、次に掲げる方法によ

り行うものとする。

(1) 当該保管を始めた日から起算して14日間、真岡市公告式条例（昭和29年条例第2号）第2条第2項に規定する市役所前掲示場に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他の当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報紙等に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等の内容を閲覧に供するものとする。

（工作物等の価額の評価の方法）

第31条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第32条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（工作物等を返還する場合の手続）

第33条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により

売却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

都市公園法に基づき都市公園に存する工作物等を除却した場合の保管、売却及び返還に関する規定を定めるほか、所要の改正を行うものである。

真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例の一部を改正する条例

真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例（昭和 56 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表真岡市立図書館の項中「田町 1341 番地 1」を「荒町 5131 番地」に改める。

第 3 条第 1 項中「午後 7 時まで」を「午後 8 時まで」に改め、同条第 2 項第 1 号ただし書中「その翌日とする」を「その週は休館しないものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 25 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項及び第 2 項第 1 号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

真岡市立図書館及び真岡市立二宮図書館の開館時間及び休館日を改め、また、真岡市立図書館が真岡市複合交流拠点施設内へ移転することに伴い、真岡市立図書館の位置を改めるものである。

真岡市運動場設置、管理及び使用条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市運動場設置、管理及び使用条例の一部を改正する条例

真岡市運動場設置、管理及び使用条例（昭和 47 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち 2 専用使用の使用料の表真岡市総合運動公園の部に次のように加える。

市民球場	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	9 時から 21 時までのうち 1 時間	1,500 円
		営利・宣伝等を使用する場合	9 時から 21 時までのうち 1 時間	12,000 円
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	9 時から 21 時までのうち 1 時間	12,000 円
		営利・宣伝等を使用する場合	9 時から 21 時までのうち 1 時間	24,000 円
	夜間照明設備	1 時間	全灯	5,000 円
			半灯	2,500 円
	放送設備	1 回		500 円

別表備考第 2 項中「及び運動広場 1」を「、運動広場 1 及び市民球場」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 5 日から施行する。

(説明)

真岡市総合運動公園市民球場の供用開始に伴い、その使用料等を定めるものである。

真岡市複合交流拠点施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市複合交流拠点施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

真岡市複合交流拠点施設の設置及び管理条例（令和 3 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「（以下「図書館」という。）」を削り、同条第 2 号中「真岡市子育て支援センター設置に関する条例（平成 12 年条例第 16 号）」を「真岡市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 号）」に、「真岡市第一子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）」を「真岡市子育て支援センター」に改め、同条第 3 号中「地域交流センター」を「真岡市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項中「、この条例に定めるもののほか」を削る。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

地域交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

開館時間	休館日
午前 9 時から午後 8 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律	(1) 毎週月曜日（当該日が祝日法による休日に当たる場合は開館し、その週は休館なし）

第 1 7 8 号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。)	(2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで
) については、午前 9 時から午後 6 時まで	(3) 図書館資料特別整理期間 (年 1 0 日以内)

第 6 条第 1 項中「複合施設」を「地域交流センターの会議室」に改める。

第 8 条第 1 項中「利用の許可を受けた者 (以下「利用者」という。)」を「第 6 条の利用の許可を受けたもの (以下「許可利用者」という。)」に改める。

第 1 6 条を第 1 9 条とし、第 1 5 条を第 1 8 条とする。

第 1 4 条第 2 項中「利用者」を「許可利用者」に改め、同条を第 1 7 条とし、第 1 3 条を第 1 6 条とする。

第 1 2 条第 1 項第 3 号及び第 2 項中「第 1 0 条」を「第 1 3 条」に改め、同条を第 1 5 条とし、第 1 1 条を第 1 4 条とする。

第 1 0 条中「利用者」を「許可利用者」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 9 条中「利用者」を「許可利用者」に改め、同条を第 1 2 条とし、第 8 条の次に次の 3 条を加える。

(使用料)

第 9 条 許可利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第 1 0 条 市長は、市と協働による活動を行う団体が市との協働事業に

使用し、又は市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第 1 1 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

附則第 1 項中「規則で定める日」を「令和 7 年 1 月 2 5 日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 9 条関係）

施設	使用料
会議室 1	1 時間につき 3 0 0 円
会議室 2	

備考 市民（市内に通勤又は通学する市外の居住者を含む。）及び市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体以外のものに係る使用料については、上記金額の 1 0 割相当額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

真岡市地域交流センターの会議室の使用料及び利用に関する規定並びに条例の施行期日を定めるほか、所要の改正を行うものである。

指定管理者の指定の期間の変更について

令和 3 年議案第 78 号で議決を経た指定管理者の指定について、次のとおり指定の期間を変更したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

1 公の施設の名称

真岡市複合交流拠点施設

2 指定管理者の名称等

S D H ・ M B T ・ 北 綜 警 共 同 企 業 体

代表者 東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

構成員 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10 番地 16

三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関越支社

支社長 中 村 吉 宏

構成員 栃木県宇都宮市不動前 1 丁目 3 番 14 号

北関東総合警備保障株式会社

代表取締役 青 木 靖 典

3 指定の期間

変更前 真岡市複合交流拠点施設の設置及び管理条例の施行の日か

ら令和 2 2 年 3 月 3 1 日まで

変更後 令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 2 2 年 3 月 3 1 日まで

(説明)

真岡市複合交流拠点施設の指定管理者の指定の期間に、開館に向けた準備期間を含めるものである。

給食提供用消耗品の取得について

次のとおり新真岡市立第一学校給食センター及び真岡市立第二学校給食センターの給食提供用消耗品を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 給食提供用消耗品（明細別紙） |
| 2 | 取得の目的 | 新真岡市立第一学校給食センターの整備及び真岡市立第二学校給食センターの機能増強のため |
| 3 | 取得の予定価格 | 1 0 0 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 宇都宮市鶴田町 4 1 9 番地 7
メルパルクプラザ 2 0 2 号
株式会社中西製作所 宇都宮営業所
所長 渡 辺 文 明 |

（説明）

新真岡市立第一学校給食センターの整備及び真岡市立第二学校給食センターの機能増強のため、給食提供用消耗品を取得するものである。

物 品 等 明 細 書

(単位：円)

番 号	項 目			金 額
1	配膳用消耗品	食器類	第一学校給食センター	20,625,000
			第二学校給食センター	2,544,000
2		食缶類	第一学校給食センター	36,464,000
			第二学校給食センター	8,311,640
3		配膳器具類	第一学校給食センター	896,000
			第二学校給食センター	98,800
4		食器箆類	第一学校給食センター	6,248,000
			第二学校給食センター	812,240
5		アレルギー対応 食用配食容器等	第一学校給食センター	1,478,400
			第二学校給食センター	181,800
6	調理用消耗品	鍋・フライパン	第一学校給食センター	161,700
			第二学校給食センター	81,060
7		箸・スプーン・ ヘラ等	第一学校給食センター	194,230
			第二学校給食センター	20,410
8		食缶・箆・トレイ等	第一学校給食センター	2,770,890
			第二学校給食センター	175,800
9		バ ッ ト ・ ボ ー ル・ざる等	第一学校給食センター	861,800
			第二学校給食センター	25,500
1 0		包丁・ハサミ・ まな板等	第一学校給食センター	1,022,150
			第二学校給食センター	6,600
1 1	その他調理用具	第一学校給食センター	6,966,910	
		第二学校給食センター	407,340	
1 2	サニタリー関係	第一学校給食センター	632,530	
		第二学校給食センター	13,200	
小 計			第一学校給食センター	78,321,610
			第二学校給食センター	12,678,390
消 費 税			第一学校給食センター	7,832,161
			第二学校給食センター	1,267,839
合 計			第一学校給食センター	86,153,771
			第二学校給食センター	13,946,229

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年栃木県指令市町村第 8 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行により、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、現行の被保険者証等の発行が終了することに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により提案するものである。

令和 5 年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第 3
2 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 5 年度真岡市水道事業会計未処分利益剰余金 8 6 9 , 9 5 9 , 6
6 9 円のうち 7 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を建設改良積立金へ積み立て、1
0 4 , 5 1 8 , 2 1 2 円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 5 年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

次のとおり未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第 3
2 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 5 年度真岡市下水道事業会計未処分利益剰余金 4 5 9 , 1 8 7 ,
5 4 9 円のうち 3 7 7 , 9 7 4 , 1 8 0 円を資本金へ組み入れ、残余を
繰り越すものとする。

令和 5 年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計

ほか 5 件の特別会計決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度真岡市一般会計決算及び国民健康保険特別会計ほか 5 件の特別会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- 1 令和 5 年度真岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 5 年度真岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 5 年度真岡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 5 年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 5 年度真岡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 5 年度真岡市休日夜間急患診療所特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 1 令和 5 年度真岡市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）

令和 5 年度真岡市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度真岡市公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- 1 令和 5 年度真岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 1 令和 5 年度真岡市下水道事業会計決算書（別冊）

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和6年9月2日提出

真岡市長 石坂 真一

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

比 率 名	比 率	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.56
連結実質赤字比率	—	17.56
実質公債費比率	5.4	25.0
将来負担比率	—	350.0

2 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
産業団地整備事業	—	20.0
水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0

注 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

令和 5 年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算
書の提出について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、もおか鬼怒公園開発
株式会社の事業報告及び決算書を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 5 年度もおか鬼怒公園開発株式会社事業報告及び決算書（別冊）

令和 5 年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告及び決算

書の提出について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人真岡市農業公社の事業報告及び決算書を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 5 年度公益財団法人真岡市農業公社事業報告書及び収支決算書
(別冊)

議会の委任による専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- | | |
|---------|----------------------|
| 専決第 7 号 | 損害賠償額の決定及び和解について（別紙） |
| 専決第 8 号 | 損害賠償額の決定及び和解について（別紙） |
| 専決第 9 号 | 損害賠償額の決定及び和解について（別紙） |

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 6 月 12 日

真岡市長 石 坂 真 一

損害賠償額の決定及び和解について

令和 6 年 4 月 19 日に発生した強風により、真岡市上高間木一丁目地内にある市道 242 号線の街路樹が倒れたことによる物件損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 損害賠償額 | 199,580 円 |
| 2 | 和解の条件 | 損害賠償として、車両修理費 134,020 円及び
サンゴの置物 2 個の購入代金相当額 65,560
円を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由
が生じても双方決して異議申立てをしないこと。 |
| 3 | 相手方 | 住所 真岡市
氏名 個人 |

専決第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 9 日

真岡市長 石 坂 真 一

損害賠償額の決定及び和解について

令和 6 年 5 月 9 日に発生した、真岡市東光寺二丁目 2 番地先の市道 1330 号線に張り出していた街路樹の枝への車両の接触による物損事故の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 損害賠償額 | 68,222 円 |
| 2 | 和解の条件 | 損害賠償として、車両修理費のうち 68,222 円を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。 |
| 3 | 相手方 | 東京都葛飾区奥戸五丁目 12 番 4 号
株式会社ハート引越センター
代表取締役 太 田 至 計 |

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 26 日

真岡市長 石 坂 真 一

損害賠償額の決定及び和解について

令和 6 年 4 月 10 日真岡市熊倉二丁目 14 番地 3 のアパート敷地内で発生した、公用車による物損事故の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 損害賠償額 | 133,320 円 |
| 2 | 和解の条件 | 損害賠償として、駐輪場の修理費 133,320 円を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。 |
| 3 | 相手方 | 宇都宮市越戸町 86 番地 1
コリーヌ・エトワール 1 階
大東建託パートナーズ株式会社 宇都宮営業所
所長 繁 内 秀 幸 |